



～コロナに負けるな!～

ふじかわ赤ちゃんすくすく応援金

のご案内

富士川町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常より妊娠や出産の負担が生じることに對し、国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれたお子さまと来年3月31日までに町で母子健康手帳の交付を受けた妊婦さんを対象に、町独自の給付金を支給し、お子さまの健やかな成長を応援します。

【対象となる方】

(1) 出生児 以下①②のすべてを満たす新生児の保護者

- ① 令和2年4月28日から令和2年8月11日までに生まれた子の保護者で富士川町に住民登録があること。
- ② 生まれた子が出生届時から富士川町に住民登録があること。

(2) 妊婦

- ① 令和2年8月11日の時点で町に住民登録があり、母子健康手帳を交付されている方
- ② 令和2年8月12日から令和3年3月31日までの間に、母子健康手帳を交付された妊婦で、富士川町に住民登録のある方

【給付額】 新生児（又はおなかにいる赤ちゃん）1人につき**10万円**

【申請要件】

申請日時点において、本町に住民登録していること
※転出した方は給付金の対象となりません。



【申請期限】 令和3年3月31日

給付金の対象となる方には、役場子育て支援課より通知します。
通知内容に従って手続きをお願いします。

お問い合わせ先 富士川町子育て支援課 電話22-7221（直通）



「すくすく応援金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに電話やメールで、町の担当者をかたり、ATM 操作や手数料等の振込について求めがあった場合は、役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。